

# 20世紀初頭のメイン州における town tuitioning 制の定着過程

西村 史子

## はじめに

1873年の「無償ハイスクール法 (An Act in aid of Free High Schools)」により成立したメイン州における town tuitioning 制は、同州の人口減少、産業の停滞、州政府の財政困難、フランコアメリカンの存在など複合的な要因が重なり、公立ハイスクールの設置運営が不可能な過疎地や僻地のタウン等の地方自治体に代替措置として認められたものである。進学を希望する生徒は、居住自治体外の公立ハイスクールのみならず、私立の中等教育機関であるアカデミーが選択可能で、授業料等の教育費は居住自治体が負担することになった<sup>(1)</sup>。しかも、現在、この選択対象は州外の学校にも拡大している<sup>(2)</sup>。

同制度は、バウチャー制度の嚆矢ともいべきもので、州内では特に州憲法や合衆国憲法修正第1条の政教分離規定への抵触を問われることなく継続した。しかしながら、1970年代に全米各地で続いた宗派学校への州政府による財政援助政策や、生徒を通学させている保護者への税優遇措置に関わる訴訟に<sup>(3)</sup>、メイン州政府は警戒を抱き、当時のR. コーエン (Richard S. Cohen 1937-1998年) 州司法長官 (在職1979-1980年) の意見により<sup>(4)</sup>、1982年に州議会は town tuitioning 制から宗派学校の除去を決定し<sup>(5)</sup>、現在にいたっている。

ではなぜ、同制度は政教分離規定への抵触を危惧されることなく、成立から100年以上にわたり州民の支持を得てきたのであろうか。以下、州憲法の政教分離規定関連の条項等を検討してその法的根拠を確認し、19世紀後半の中等教育の整備確立における州によるアカデミーの活用と town tuitioning 制が、20世紀初頭にはどのような定着過程をたどったのかを概観する。

## 1. 州憲法の教育規定と私立学校への財政援助

まずは、近年の宗派学校への州政府による財政的な援助政策に関わり、近年の連邦最高裁判所の判決動向を整理する。1990年代に、オハイオ州クリーブランドやウィスコンシン州ミルウォーキーで導入されたバウチャー制度は私立の宗派学校を含み、公費による宗教教育の援助であるとして、州憲法および合衆国憲法の政教分離規定違反を問われた<sup>(6)</sup>。

連邦最高裁判所は、1983年のミュラー判決以降、「子どもの利益を第一 (child benefit doctrine)」、「財政中立性 (fiscal neutrality)」の立場にたって、宗派学校への政府の直接的間接的な財政補助については許容する姿勢を見せていた<sup>(7)</sup>。そして、2002年のゼルマン判決は両州の政策を検討し、合衆国憲法修正第1条の政教分離規定、エスタブリッシュメント条項への抵触には当たらないとする判決を下した<sup>(8)</sup>。

一連の訴訟に通じるのは、私立の宗派学校への州政府による何らかの財政補助が、「公金 (public money)」に該当するのか否か、その手続きが州憲法や合衆国憲法の政教分離規定に示される文言に違反しないか否かが焦点となっている点である。連邦最高裁判所が合衆国憲法に照らして合憲を認めても、各州の憲法規定および州最高裁判所の州憲法解釈によっては、同じ政策・制度が州によって異なる判断がなされ、継続が不可能になったり禁止されたりといった危険性を孕んでいる。私立学校を含む学校選択制の導入の是非には、この点が大きくかかわっており、連邦政府の動向を踏まえて州知事や州議会が導入を決定しても司法府が中止の判決を下せば、教育行政に著しい混乱をきたすことにもなりかねない。生徒の継続的であるべき学習を中断して教育機会を奪い、そのことで新しい訴訟が発生することも危惧される。訴訟の数、継続年数によっては、その費用は莫大なものになる<sup>(9)</sup>。多くの州政府が学校選択制やバウチャー制に慎重な姿勢を示すのはこのためである。

メイン州の場合、1820年に制定された州憲法の第1条「諸権利宣言 (Declaration of Rights)」Sec.3で、州民の信教の自由を保障し、特定の宗派や宗教を国教化 (establish) する法律の制定を禁止している。この他に、第8条「教育 (Literature)」に州内の教育に関する規定があり、その後同条項のタイトルは Education に変更され、1967年に原文のまま第8条Sec.1となった。

#### メイン州憲法第8条「教育 (Literature)」(1820年)

教育を受けることの利益の普及は、人民の権利と自由を保障するに不可欠であり、かかる重要な目的を達成するために、州議会は (次の) 権限を付与される。州議会は、タウンに対し、自身の費用でもって公立学校を維持運営するための適切な規定を設けるよう要請する責務を有する。またさらに、州内のアカデミー、カレッジ、セミナーの学習機関のすべてを、人民が認定する場合において、時々、奨励して適切な基金の提供 (endowment) をおこなう責務を有する。それは次の条件の下で認められる。州議会により何らかの寄付、補助、基金の提供がなされる時に、州議会が、最善の利益を得るに必要と判断され教育機関に付与された権限に変更、制限、規制を加えるより上位の権限を行使することができなければ、かかる基金の提供は、現存のあるいは今後設立されるいかなる教育機関にもおこなうことはできない。

したがって、1838年に州内のアカデミーに対する財政補助が開始されたのは当然のことであった<sup>(10)</sup>。その後多くの州が、特に1875年に連邦議会で提出されたBlaine Amendmentの影響を受け、州憲法に宗派学校や私立学校への政府補助や公的資金の使用を禁止する条項を設ける傾向にあったが、メイン州は数次の憲法修正を経てもそれに倣わなかった。ケメラー (F. R. Kemerer) が整理したように、学校選択制やバウチャー制度の受容に関して、連邦裁判所の合衆国憲法の政教分離規定解釈に従う州に分類される<sup>(11)</sup>。むしろ現在、ゼルマン判決を受けて、宗派学校をtown tuitioning制から除いた制度のあり方が問われ、宗派学校を選択できない保護者が、同条の規定にある「信教の自由」を侵害されたとして起こした訴訟が着目されている<sup>(12)</sup>。

## 2. メイン州の中等教育の発展段階

チャドボーン (H. A. Chadbourne) は、19世紀から第二次世界大戦までを三期に分けて、メイン州の中等教育の発展について説明している。まずは①1820-1893年を、アカデミーの隆盛があって、公立無償ハイスクールの登場と両者の競合、アカデミーの実質的な公立ハイスクール化の時期としている。同州では19世紀を通じて、タウンの境界とは別に大小様々な学区 (district) 制が形成されていたが、1893年に改めてタウンが公立学校に責任を有する教育行政の最小単位として定義された。②1893-1918年は、州の統制力が強化されるにつれ、中等教育が拡充し、質向上が図られた時期で、多くの公立ハイスクールやアカデミーが淘汰された。③1918年以降は、職業教育が導入されて、その推進のためにアカデミーを再び巻き込んで中等教育の多様化が進んだとしている<sup>(13)</sup>。この時期は、1917年にスミス・ヒューズ法 (Smith-Hueghs Act) が成立し、連邦政府からの補助金が各州に配分されていく時期に相応している。

1893年に全米教員連盟 (NEA: National Education Association 以下NEAと略称) が設置した「中等学校教育に関する十人委員会 (Committee of Ten on Secondary School Studies)」は、中等教育の改善をめぐる調査研究を実施し、翌年に報告書を提出した。同委員会を主導した委員長のエリオット (Charles W. Eliot 1834-1926年) がハーヴァード大学の総長 (在職 1869-1909年) であり、彼を含み委員のうち6名が大学教員で占められて、主として大学教育に直接に接続するという観点から中等教育の改革を提案したものとなっていた。同報告書では、中等教育、すなわちハイスクールは4年制であること、8年制の小学校教育の後に置かれることが確認され、望ましいカリキュラムが示された上で、将来的には6・6制への移行を示唆しながら、進路にかかわらず全ての子どもたちが12年間の教育を受けることが要請された<sup>(14)</sup>。

1895年にNEAは、「大学の入学要件に関する委員会 (Committee on College Entrance Requirements)」、いわゆる「十二人委員会 (Committee of Twelve)」を置いて、同委員

会はハイスクールと大学のカリキュラムの接続関係を調査、検討した。1899年に提出の報告書では14の勧告が示され、両者が大学入学要件として共通の必修科目を定めること、ハイスクールの6年制とともに、生徒の履修状況によっては大学が飛び入学を受入れ、ハイスクールで修得した単位を大学のものとして認定する（現在のアドバンストプレイスメントに相当）よう求められていた。同委員会の調査に協力した団体の一つ「アメリカ中部太平洋沿岸諸州及びメリーランド州大学・中等教育学校協会（1887年創設 Association of the Colleges and Secondary Schools of the Middle States and Maryland 現在の Middle States Association of Colleges and Schools）」は、同時に統一入学試験の導入を検討して、1900年に「大学入学試験委員会（CEEB: College Entrance Examination Board 現在のCollege Board）」を創設し、翌年に試験を開始した。現在のSAT (Scholastic Assessment Test) の始まりである<sup>(15)</sup>。

全米でこういった高等教育機関が主導する中等教育改革の動向を受けて、メイン州の教育もまたトップダウンで進められていった。1895年に州教育長に就任したステットソン (William W. Stetson 1849-1910年) 教育長は、在職10年後にはNEAの事務局長 (President of the Dept. of Superintendent, NEA) に就任している。そして、1907年からステットソンの後任となったスミス (Payson Smith 在職1907-1917年) は、やはり在職10年後にマサチューセッツ州教育長に転出、その後はメイン州立大学 (University of Maine 1865年設立) 教育学部長に就任していて、両名は州内外で実力が評価され活躍していた人物と看做してよいだろう<sup>(16)</sup>。

前稿で概説したように、1890年代からメイン州政府は中等教育の普及とその水準向上を目指して、限定的ではあったが、教員養成課程を附置するアカデミーへの財政補助を再開していた<sup>(17)</sup>。二人の教育長が実施したメイン州の中等教育改革の中で、引き続きアカデミーと town tuitioning が利用されていった経緯を次に整理する。

### 3. 州による中等教育機関への補助と教育の質向上

19世紀末のメイン州教育長による州教育委員会年次報告書では、公立ハイスクールの教育レベルの低さが指摘され、ステットソン教育長 (在職1895-1905年) は、公立ハイスクールには教育課程が存在せず、授業期間は年間1学期のみの状態にあり<sup>(18)</sup>、教員の学歴や教養が低いことを嘆いていて、教員資格や指定教科 (現代外国語、音楽) のカリキュラムについては事前に州の承認を得るよう通知を出した<sup>(19)</sup>。1895年に州は公立ハイスクール教員資格試験を実施し、1899年までに4ランクの教員資格が設定されていた<sup>(20)</sup>。1913年になると、教員資格は必須とされ、記述試験の合格の他、2年間の十分だと認められる教育経験、2年以上の標準的な中等教育と同等レベルの師範学校での修学やカレッジでの修学、あるいは他州が発行した教員資格が求められている<sup>(21)</sup>。

1897年の州内の中等教育諸学校への進学率は5%に留まる一方<sup>(22)</sup>、進学希望者への入学試験の実施が義務付けられ<sup>(23)</sup>、州議会はカリキュラムを共通化すること、下記の教科を提供できない学校を公立ハイスクールとは呼べないとの旨を勧告し<sup>(24)</sup>、標準レベル (standard grade) が規定され、認証が開始されていた<sup>(25)</sup>。1901年には、学校運営に関する詳細な報告提出して州教育長の承認を受けなければ公立ハイスクールに州補助金は交付されないことになった<sup>(26)</sup>。

ラテン語、フランス語、ギリシャ語、英語、英文学

歴史 (米仏独)、公民、地理学

鉱物学、地質学、動物学、植物学

算数、幾何、代数、物理学

心理学

1909年には「無償ハイスクール改善法 (An Act for the Improvement of Free High School)」が成立して、認証された学校のランク付けがなされ、4年制課程の有無、実験室等の設備の有無、年間授業週数、常勤教員の人数、教育 (instruction) 費用の額により、州内のハイスクール157校が下表に示すA (99校)、B (25校)、C (33校) に分類された<sup>(27)</sup>。以上は、アカデミーにも同様に適用され、48校が認証され補助金を確保した。州は各学校の年間教育費用の3分の2を負担することになった<sup>(28)</sup>。

表1 ハイスクールの分類

学校分類	A類 (Class A)	B類 (Class B)	C類 (Class C)
課程	4年制コース1つ以上	2年制コース1つ以上	4年制コース1つ以上
授業週数	36週以上	30週以上	36週以上
教員	常勤2人以上	(規定無し)	(規定無し)
設備	実験室あり	他認可設備あり	(規定無し)
年間教育費用 (授業料分を除く)	850ドル以上	500ドル以上	450ドル以上

出典：Public Laws of Maine, 1909, Chap.71より作成。

すでにアカデミーの中には、1891年の10年間の期限付き特別補助の対象となったのが17校 (14校500ドル、2校800ドル、1校300ドル) あり、1899年にもまた多くの学校が受給した<sup>(29)</sup>。1901年からは、ハイスクールに倣うカリキュラムを編成し、下表に示す州教育長の認可したコースの設置やカリキュラムに応じて補助金を交付されるようになっていた<sup>(30)</sup>。

表2 アカデミーの設置コースと州補助金額

設置コース	学校所在地以外の生徒の 平均出席者数	補助金上限額
①英語 (secondary English) コース	10人以上	500ドル
①+②大学準備 (college preparatory) コース	20人以上	750ドル
①+②+教員養成 (teacher training) コース	40人以上	1000ドル

出典：Public Laws of Maine, 1901, Chap.148 より作成。

毎年度の州補助金の受給要件として、公立ハイスクールと同様のカリキュラムや有資格教員が求められ、学校教育費や運営費については、学校側の年間収入は補助金額を上回ること、支出割合は州：学校＝1：1と定められた<sup>(31)</sup>。しかし、これらの厳格な条件は緩和されないし撤廃されていく。1907年には、①年間収入が1600ドル以下のアカデミーに対し、州教育長の認可した教員養成、手工業 (manual training)、家庭 (domestic science)、農業 (agriculture) のコースを設置している場合に補助を受けられ、②自己資産からの収入が1000ドル超で、これらコースのうち2つを設置している場合、500ドルを上回る補助が認められた<sup>(32)</sup>。2年後にはすべてのアカデミーは、現行の補助に加えて、以上の教員養成を除く3つのコース毎に支出した同額を、250ドルを上限に受給できることになった。<sup>(33)</sup>そして、他所から入学ないし通学する生徒の在籍人数については、下限の数値が撤廃された<sup>(34)</sup>。1915年には、財政規模に応じたしくみに変更されている。自己資産からの年間収入が2000ドル超の場合に補助金は受給不可能で、1000 - 2000ドルの場合は500ドル以下の補助、収入2000ドル未満かつ平均出席者数が200人以上の学校は1000ドル以下の補助を受けられることになった<sup>(35)</sup>。州政府はカリキュラム編成の規制、学校の認証およびランク付けに補助金制度を組み合わせ、公立私立を問わず適用して、州内の中等教育の質を向上させようと試みたのである。

こうしてメイン州では、19世紀末から大学準備コースに進学する生徒が増加し、1910年にはアカデミー在籍者の5割に達していた。これは、同年の公立ハイスクール在籍者を合わせた数の約11%に相当する<sup>(36)</sup>。1912年になると、メイン州立大学は入学希望者に対して認証中等教育機関での履修科目を指定し、適切な (satisfactory) 履修を入学要件とした<sup>(37)</sup>。高等教育機関自身のレベル維持とともに州内の学校教育全体の質向上を図ったのである。

#### 4. 州による自治体への補助と town tuitioning の充実

中等教育機関に対する直接の公的補助に加えて、州政府はタウンに対しても補助を開始し、自治体に対する中等教育の費用負担の軽減を進めていた。1903年の「青少年のより良い教育のための法律 (An Act for the Better Education of Youth)」では、進学を希望する生徒に対し、居住タウンの無償公立ハイスクールに州認定の標準レベルの4年制課程

が無い場合、州内のどの中等教育機関の当該課程にも入学が認められ、授業料の自己負担を免除するとした。これは、各学校の入学許可が必要であるから、優れた者だけに認める育英奨学を兼ねた授業料の不徴収であるともいえよう。授業料補助は生徒一人当たり年間30ドル以下、総額250ドル以下に制限され、タウンへの州補助総額に上限が設けられたものの、タウンの支払いに対して州がその半額を負担し還付することになった。この措置は公立の無償ハイスクールとアカデミーのいずれに通学する場合にも適用された<sup>(38)</sup>。1909年には、4年制の課程がある公立ハイスクールへの進学希望者は、州教育長が準備し居住タウンの教育長が実施する試験を合格しなければならなくなった。一方で州の負担は、タウンが支払った授業料総額の3分の2まで、上限500ドルに引き上げられ<sup>(39)</sup>、生徒一人当たりの年間授業料補助の上限は30ドルに据え置かれているから、進学希望者の増加をうながす狙いがあったと考えられる。

結果として、低い教育レベルの公立ハイスクールを閉校し、州内の他地域のアカデミックな課程を設置している中等教育機関に住民の子女を送り出す自治体が増えた模様で、1906年には「無償ハイスクール等への州支出のゆかに4分の1が、中等教育機関の授業料を負担するタウンへの補助になった」とスミス教育長は報告している<sup>(40)</sup>。

以降、通学にかかる交通費の負担も含め、自治体のコモンスクールや公立ハイスクールの運営費用の増額が認められ、同様にtown tuitioningの充実が図られていく。1909年のコモンスクール基金関連法（An Act relating to the Common School Fund）により、州議会はtown tuitioning制を採用している自治体に対して、公立ハイスクールを設置運営している自治体と同様の補助金を配分することを定めた<sup>(41)</sup>。すでに1893年には自治体に対して交通手段を提供するか寄宿料を負担するかが求められていたが<sup>(42)</sup>、1923年には学校までの往復旅費<sup>(43)</sup>、1927年には寄宿料にいたるまで自治体の負担が認められ<sup>(44)</sup>、tuitioningの実質的な授業料の範囲は拡大し、州の補助も増額を重ねた。既に1919年に、受入れの学校には生徒に教科書や学用品の給付が義務付けられ<sup>(45)</sup>、1933年には年間生徒一人当たりの州負担額は125ドルに達した<sup>(46)</sup>。

1918年に、州内で中等教育を受けている生徒数は21622人であったが、そのうち198自治体（タウン）が標準レベルの公立ハイスクールを有せず、4021人の住民子女を自治体内のアカデミーあるいは他所で教育を受けさせていて、その後の補助対象の範囲拡大とともにその生徒数は増加し、1934年には6446人になって、州のtown tuitioning 制への教育支出は5倍に、寄宿料を含む交通費（conveyance）は2.5倍に膨れ上がった<sup>(47)</sup>。

## 5. へき地・過疎地等での教育の機会の保障

実は、town tuitioning制は、中等教育機関が満足に整わないタウンだけに適用されたわけではない。自治組織のない地域（unorganized township, unorganized territory）、い

わゆるへき地・過疎地に居住する子ども達の教育機会を保障するものでもあった。1930年においても、メイン州の半分はこういった地域だったのである<sup>(48)</sup>。1899年の「自治組織のないタウンシップの子ども達に学校教育を提供するための法律（An Act to provide for the Schooling of Children in unorganized Townships）」で<sup>(49)</sup>、タウンシップには基金からの利益収入と人頭税の総計で学校を設置運営するか、子どもを他地域の学校に通学させるかどちらかの選択が認められ、費用の不足分は州が補助することになった。1919年には、校舎の新設ではなく既存の建物の転用、バス通学与学校（学区）統合などの選択が加わったうえに、生徒が州内他地域の州に認証された中等教育機関に進学する場合は、州が一人当たり年間30ドルを上限に授業料を負担することになって<sup>(50)</sup>、1919年には45ドルに増額され<sup>(51)</sup>、1921年にタウンの場合と同額かそれ以下になっている<sup>(52)</sup>。1928年の州教育委員会年次報告書では、トーマス教育長（Augustus O. Thomas 在職1917-1929年）が、これらの施策の成果について、「小規模で無駄な学校を維持する代わりに、交通手段を拡充し寄宿制も整えて、より良い学校教育が受けられるようにした」と述べている<sup>(53)</sup>。

最後に、灯台の子どもの対する教育機会の保障を指摘しておく。1893年に、どの学区にも属さない5-21歳の灯台（light station）に居住する子どもは、州内のいずれの公立学校にも授業料の負担無く入学できること、タウン在住者と同等の権利を保障されることになった<sup>(54)</sup>。1922年には2つの灯台に学校が設置されて、翌年には10人の生徒が在籍していた他、39人が州の補助を受け他所に寄宿し通学していた<sup>(55)</sup>。

## おわりに

メイン州の中等教育の機会拡充と質向上政策は、19世紀末に開始され、20世紀に本格化したアメリカ合衆国における大学と中等教育機関のアーティキュレーションを見直す動向と軌を一にしている。この時期のC. エリオットに代表されるような大学準備教育としての中等教育の位置づけ強化の意図は、メイン州の教育改革に強く反映されている。在籍者数の増加にもかかわらず中等教育機関の数はむしろ減じられ<sup>(56)</sup>、公立私立ともに各学校の規模拡大とカリキュラムの充実ないし高度化の図られたことがそれを証明している。そしてそれこそが、居住地から遠距離にある中等教育機関への通学者の増加とtown tuitioning制の拡充強化をもたらしたといえよう。また、過疎地・へき地の進学を希望する優秀な子ども達への授業料他の教育費補助は、教育の機会を保障するとともに州内の進学ニーズを発掘することになった。これもまた、同制度の利用者の増加と州補助支出の費目拡大を促したのである。

### 〈註〉

- (1) 拙稿「19世紀のメイン州におけるtown tuitioning制の確立過程」【共立 国際研究】第28号

- 共立女子大学国際学部 2011年 pp.87-103.
- (2) David W. Kirkpatrik, "Maine's "Town Tuitioning" Program," U.S. Freedom Foundation, 2008.  
(<http://schoolreport.com/schoolreport/articles/Maine-Tuitioning-12-4-08.htm>) 2012年9月10日閲覧.
  - (3) 澁澤信彦 「国家と宗教の分離」早稲田大学出版部 1985年 337-536頁.
  - (4) Johan Maddaus & Denise A. Mirochnik, "Town Tuitioning in Maine, Parental Choice of Secondary Schools in Rural Communities," *Journal of Research in Rural Education*, Winter, 1992, Vol.8, pp.31-32.
  - (5) Christopher W. Hammons, "The Effects of Town Tuitioning in Vermont and Maine," (Indianapolis: Milton and Rose D. Friedman Foundation, 2002), p.9.  
([http://www.schoolReport.com/friedman\\_study.pdf](http://www.schoolReport.com/friedman_study.pdf)) 2012年7月21日閲覧.
  - (6) 金原恭子 「バウチャー制と政教分離 Zelman v. Simmons-Harris, 122S.Ct.2460 (2002) 公教育が危機に瀕している学区において宗教系私学を含む学校選択の機会を低所得層にも与える為に、オハイオ州が策定した授業料補助制度（バウチャー制）は、第1修正の国教条項（Establishment Clause）に違反しない」『アメリカ法』2003-2号 2004年、329-338頁、成松美枝 「米国都市学区における学校選択制の発展と限界—ウィスコンシン州ミルウォーキー市学区を事例に」東信堂 2012年.
  - (7) Mueller v. Allen, 463 U.S.388 (1983).
  - (8) Zelman v. Simmons-Harris, 536 U.S.639 (2002).
  - (9) 拙稿「アメリカ合衆国の州憲法にみる政教分離原則と学校選択制」『児童学研究』第6号 聖徳大学児童学研究所 2004年、9-13頁.
  - (10) Resolves of Maine, 1838, Chap.98.
  - (11) Frank R. Kemerer, "The Constitutional Dimension of School Vouchers," *Texas Forum on Civil Liberties & Civil Rights*, Vol.3, Issue2, 1997-1998, pp.171-172.
  - (12) 例えば、Bagley v. Raymond School Dept., 728A. 2d 127 (Maine 1999), Strout v. Albanese, 178F. 3d 57 (1<sup>st</sup> Cir.1999).
  - (13) Harriet Ava Chadbourne, *A History of Education in Maine*, (Bangor, ME: Furbush-Roberts Printing, 1960c, 1936), pp.528-531.
  - (14) 梅根 悟監修 『世界教育史体系 アメリカ教育史I』講談社 1975年、243-254頁、市村尚久 「アメリカ六・三制の成立過程」早稲田大学出版部 1987年、125-138頁.
  - (15) Claude M. Fuess, *The College Board: Its First Fifty Years*, (NY: Columbia Univ. Press, 1950), pp.33-46.  
中野和光 「米国初等中等教育課程の成立過程の研究」 風間書房 1989年、440-466頁。  
小林 恵 「「大学入学要件委員会」に関する研究」『上越教育大学研究紀要』第18巻第1号 1998年、47-60頁.
  - (16) Dept. of Education of the State of Maine, "150 Years of Education in Maine 1820-1970," PartII.  
(<http://www.maine.gov/education/150yrs/150part2.htm>) 2011年10月27日閲覧.
  - (17) Chadbourne, *op.cit.*, pp.363-382.
  - (18) *42<sup>nd</sup> Annual Report of the Superintendent of Public Schools of the State of Maine*, (Augusta, ME, 1895), p.16.
  - (19) *43<sup>rd</sup> Annual Report of the Superintendent of Public Schools of the State of Maine*, (Augusta, ME, 1896), p.21.
  - (20) *46<sup>th</sup> Annual Report of the Superintendent of Public Schools of the State of Maine*, (Augusta,

- ME, 1899), p.117.
- (21) Public Laws of Maine, 1913, Chap.58.
- (22) *44<sup>th</sup> Annual Report of the Superintendent of Public Schools of the State of Maine*, (Augusta, ME, 1897), p.120.
- (23) Public Laws of Maine, 1897, Chap.299.
- (24) Gordon A. Donaldson Jr., *A Legacy of Hope: A Short History of Secondary Education in Maine*, (Orno, ME: University of Maine 2000), pp.20-21.
- (25) Public Laws of Maine, 1897, Chap.299.
- (26) Public Laws of Maine, 1901, Chap. 197 .
- (27) Public Laws of Maine, 1909, Chap.71, Chadbourne, *op.cit.*, p.376.
- (28) Public Laws of Maine, *ibid.*
- (29) Chadbourne, *op.cit.*, p.369.
- (30) Public Laws of Maine, 1901, Chap.148.
- (31) *48<sup>th</sup> Annual Report of the Superintendent of Public Schools of the State of Maine*, (Augusta, ME, 1901), p.112.
- (32) Public Laws of Maine, 1907, Chap.78.
- (33) Public Laws of Maine, 1909, Chap.102.
- (34) Public Laws of Maine, 1907, Chap.102.
- (35) Public Laws of Maine, 1915, Chap.205.
- (36) Chadbourne, *op.cit.*, pp.381-382.
- (37) *59<sup>th</sup> Annual Report of the Superintendent of Public Schools of the State of Maine*, (Augusta, ME, 1912), p.14.
- (38) Public Laws of Maine, 1903, Chap.68.
- (39) Public Laws of Maine, 1909, Chap.62.
- (40) *53<sup>rd</sup> Annual Report of the Superintendent of Public Schools of the State of Maine*, (Augusta, ME, 1906), pp.175-176.
- (41) Public Laws of Maine, 1909, Chap.178.
- (42) Public Laws of Maine, 1893, Chap.202.
- (43) Public Laws of Maine, 1923, Chap.59.
- (44) Public Laws of Maine, 1927, Chap.106.
- (45) Public Laws of Maine, 1919, Chap.96.
- (46) Public Laws of Maine, 1933, Chap.63.
- (47) Chadbourne, *op.cit.*, pp.500, 512-513.
- (48) *Ibid.*, p.447.
- (49) Public Laws of Maine, 1899, Chap.89.
- (50) Public Laws of Maine, 1909, Chap.62.
- (51) Public Laws of Maine, 1919, Chap.127.
- (52) Public Laws of Maine, 1921, Chap.149.
- (53) *75<sup>th</sup> Annual Report of the Superintendent of Public Schools of the State of Maine*, (Augusta, ME, 1928), p.23.
- (54) Public Laws of Maine, 1893, Chap.199.
- (55) Chadbourne, *op.cit.*, p.452.
- (56) Donaldson Jr., *op.cit.*, p.54 の Table1 によれば、州内の公立ハイスクールは、1909年219校から1920年205校に減少している。その間、アカデミーは55校を維持している。

## The Establishment of Town Tuitioning in Maine in the early 20<sup>th</sup> Century : The Secondary Education Reforms and the State Financial Assistance

Fumiko Nishimura

The purpose of this paper is to examine the establishing process of the “town tuitioning” system in the state of Maine of the U.S.A at the beginning of the 20<sup>th</sup> century. Influenced by the nationwide secondary education reform movement, the Government of Maine began to improve the high schools and academies education standard from 1893. The first key to the success was the state’s financial assistance to each school, municipality and guardian. For the secondary schools these assistance came with the state requirements for the certain leveled curriculum and management size. The municipalities with no standard level high school were requested that they would sent their students to such schools outside, for the tuition aid from the state. The parents who lived in the unorganized territory could also get the full tuition subsidy from the state when their children entered the accredited schools. The excellent students chose the well equipped secondary schools by “tuitioning” while the poor small schools were closing.